



労 審 発 8 2 2 号

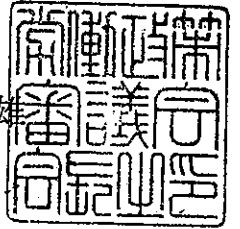
平成27年12月9日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成27年12月9日付け厚生労働省発基1209第5号をもって諮問のあった「労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成27年12月9日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令案要
綱」について

平成27年12月9日付け厚生労働省発基1209第5号をもって労働政策
審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報
告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成27年12月9日

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会

部会長 岩村 正彦

「労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令案要綱」について

平成27年12月9日付け厚生労働省発基1209第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、厚生労働省案は妥当と認める。